資料５

北本市男女共同参画推進者認証要綱　概要

１　制度の趣旨

- 男女共同参画を推進する事業者について、申請に基づき審査を経た上で、推進者として認証する。
- 推進者の名称、取組内容その他必要な事項について、市公式ホームページ等で情報発信し、市民や市内事業者等に広く周知する。
- 推進者の取組内容等を発信することで、社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成を図る。

２　制定方法

- 平成１７年に制定した「北本市男女共同参画推進者登録要綱」を改正する。
- 新制度の運用開始は、令和５年４月１日を予定する。

３　改正の要点

- 現行の「北本市男女共同参画推進者登録要綱」では、男女共同参画の推進に取り組んでいる又は取り組もうとしている個人や事業者を推進者として登録し、取組報告を市へ毎年度提出することを推進者に義務付けている。
- しかし、取組報告が継続されないことが多く、今後の制度運用の在り方に懸念があることから、制度改正を行うこととする。
- 改正案の「北本市男女共同参画推進者認証要綱」では、取組報告の提出に関する規定は削除し、最大３年間を有効期限とする認証制度とする。また、対象から個人を除外し、法人格を有する又は男女共同参画の推進を事業の目的とする事業者のみとする。

４　現行との主な内容の比較

	現行	改正案
要綱名	北本市男女共同参画推進者登録要綱	北本市男女共同参画推進者認証要綱

資料５

	現行	改正案
対象	市内に在住又は在勤している個人、市内で活動している企業・法人・団体	市内で活動している企業・法人・団体（法人格を有する又は男女共同参画の推進を事業の目的とする事業者）
登録要件	次の活動を行っている又は行おうとしていること ⑴　市と協働した、男女共同参画推進のための活動 ⑵　女性の積極的な登用に向けた取組 ⑶　仕事と家庭生活との両立に向けた取組 ⑷　男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組 ⑸　そのほか、男女共同参画推進に向けた取組	次の活動を行っていること ⑴　市と協働し、社会における男女共同参画を推進するための取組 ⑵　政策意思決定過程への女性の積極的な登用に向けた取組 ⑶　職員の仕事と家庭生活との両立に向けた取組 ⑷　男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組 ⑸　そのほか、男女共同参画の推進に関する取組
欠格事由	規定なし	労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしたとき、市税を滞納しているとき　等
取組報告	毎年度、推進者が市長へ報告	規定なし（報告不要）
有効期間	規定なし（登録期限なし）	最長３年間